

栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出に関する注意事項

栃木県環境森林部環境保全課

栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定施設（ばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動、悪臭）に関する届出、特定建設作業の実施に関する届出は、以下を参考にしてください。

1 特定施設設置（使用）届出書【別記様式第1号】

① ばい煙・粉じん・汚水に関する特定施設

手続の概要	設置：特定施設を設置しようとするとき、あらかじめ届出しなければなりません。 使用：新たに特定施設となった施設を既に設置しているとき、届出しなければなりません。
根拠規定	設置：栃木県生活環境の保全等に関する条例 第7条 使用：栃木県生活環境の保全等に関する条例 第8条
届出期間	設置：（ばい煙、汚水）設置工事着手の60日前まで 設置：（粉じん）設置前にできるだけ早く 使用：特定施設となった日から30日以内
添付書類	必要に応じて、以下の書類を添付すること。 ・特定施設の構造図、配置図 ・処理施設の構造図、配置図 ・工場又は事業場の位置図 ・設計計算書 等 ※ 汚水に係る特定施設については、添付資料“別紙”を使用のこと。
届出書のあて先	宇都宮市内の工場又は事業場：宇都宮市長 宇都宮市外の工場又は事業場：管轄する環境森林（管理）事務所長
届出書の提出先	施設設置場所を管轄する市町環境担当課
提出部数	正本：1部 写し：2部（宇都宮市へ届出する場合は、写し1部） ※受付時、写しに受付印を押してお返ししますので、控えとして保管してください。

② 騒音・振動・悪臭に関する特定施設

手続の概要	設置：騒音、振動又は悪臭に係る特定施設が設置されていない工場又は事業場に、特定施設を設置しようとするとき届出しなければなりません。 使用：新たに特定施設となった施設を既に設置しているとき、届出なければなりません。
根拠規定	設置：栃木県生活環境の保全等に関する条例 第25条第1項 使用：栃木県生活環境の保全等に関する条例 第26条第1項
届出期間	設置：設置工事着手の30日前まで 使用：特定施設となった日から30日以内
添付書類	・特定施設の配置図（建物の配置、特定施設の位置を明示のこと。） ・工場又は事業場付近の見取図 ・操業の系統を説明する書類 等
届出書のあて先	施設設置場所を管轄する市町長
届出書の提出先	施設設置場所を管轄する市町環境担当課
提出部数	正本：1部 写し：1部 ※受付時、写しに受付印を押してお返ししますので、控えとして保管してください。

2 特定施設の構造等変更届出書【別記様式第2号】

① ばい煙・粉じん・汚水に関する特定施設

手続の概要	特定施設の設置者は、当該施設についてその構造・使用及び管理の方法・公害防止の方法等を変更しようとするときに届出しなければなりません。
根拠規定	栃木県生活環境の保全等に関する条例 第9条
届出期間	(ばい煙、汚水) 変更工事着手の60日前まで (粉じん) 変更前にできるだけ早く
添付書類	必要に応じて、以下の書類を添付すること。 ・特定施設の構造図、配置図 ・処理施設の構造図、配置図 ・工場又は事業場の位置図 ・設計計算書 等 ※ 汚水に係る特定施設については、添付資料“別紙”を使用のこと。
届出書のあて先	宇都宮市内の工場又は事業場：宇都宮市長 宇都宮市外の工場又は事業場：管轄する環境森林（管理）事務所長
届出書の提出先	施設設置場所を管轄する市町環境担当課
提出部数	正本：1部 写し：2部（宇都宮市へ届出する場合は、写し1部） ※受付時、写しに受付印を押してお返ししますので、控えとして保管してください。

② 騒音、振動、悪臭に関する特定施設

手続の概要	騒音、振動又は悪臭に係る特定施設が設置されている特定工場等の設置者は、特定施設の種別及び種別ごとの数、使用の方法、構造及び管理の方法、公害防止の方法等を変更しようとするとき届出しなければなりません。 ＜除外規定＞ 騒音：特定施設の種別ごとの数を減少するものである場合、特定施設の種別に係る直近の届出により届け出た数の2倍以内の数に増加するものである場合は届出不要。 振動：特定施設の種別ごとの数を減少するものである場合は届出不要。
根拠規定	栃木県生活環境の保全等に関する条例 第27条第1項
届出期間	変更工事着手の30日前まで
添付書類	・特定施設の配置図（建物の配置、特定施設の位置を明示のこと。） ・工場又は事業場付近の見取図 ・操業の系統を説明する書類 等
届出書のあて先	施設設置場所を管轄する市町長
届出書の提出先	施設設置場所を管轄する市町環境担当課
提出部数	正本：1部 写し：1部 ※受付時、写しに受付印を押してお返ししますので、控えとして保管してください。

3 氏名・名称・住所・所在地変更届出書【別記様式第4号】

手続の概要	特定施設の設置者は、氏名及び住所（法人の場合、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、当該施設を設置する特定工場等の名称等を変更したときに届出しなければなりません。
根拠規定	栃木県生活環境の保全等に関する条例 第10条 栃木県生活環境の保全等に関する条例 第28条
届出期間	変更後30日以内

届出書のあて先	(ばい煙、粉じん、汚水) 宇都宮市内の工場又は事業場：宇都宮市長 宇都宮市外の工場又は事業場：管轄する環境森林（管理）事務所長 (騒音、振動、悪臭) 施設設置場所を管轄する市町長
届出書の提出先	施設設置場所を管轄する市町環境担当課
提出部数	正本：1部 写し：2部（宇都宮市へ届出する場合は、写し1部） (騒音、振動、悪臭に係る届出の場合は、写し1部) ※受付時、写しに受付印を押してお返ししますので、控えとして保管してください。
備考	市町村合併により住所が変更されたときは届出不要です。

4 使用廃止届出書【別記様式第5号】

手続の概要	(ばい煙、粉じん、汚水) 特定施設の設置者は、当該施設の使用を廃止したときに届出しなければなりません。 (騒音、振動、悪臭) 特定施設の設置者は、特定工場等におけるすべての特定施設を廃止したときに届出しなければなりません。
根拠規定	栃木県生活環境の保全等に関する条例 第10条 栃木県生活環境の保全等に関する条例 第28条
届出期間	廃止後30日以内
添付書類	必要に応じて、以下の書類を添付すること。 ・廃止した特定施設の配置図 等
届出書のあて先	(ばい煙、粉じん、汚水) 宇都宮市内の工場又は事業場：宇都宮市長 宇都宮市外の工場又は事業場：管轄する環境森林（管理）事務所長 (騒音、振動、悪臭) 施設設置場所を管轄する市町長
届出書の提出先	施設設置場所を管轄する市町環境担当課
提出部数	正本：1部 写し：2部（宇都宮市へ届出する場合は、写し1部） (騒音、振動、悪臭に係る届出の場合は、写し1部) ※受付時、写しに受付印を押してお返ししますので、控えとして保管してください。
備考	騒音、振動、悪臭に係る特定施設について、その種類ごとの数を変更する場合は、「特定施設の構造等変更届出書」を提出してください。

5 承継届出書【別記様式第6号】

手続の概要	特定施設を譲り受け、借り受け、相続、合併又は分割によって、当該届出をした者の地位を承継したときに届出しなければなりません。
根拠規定	栃木県生活環境の保全等に関する条例 第11条第3項 栃木県生活環境の保全等に関する条例 第28条
届出期間	変更後30日以内
届出書のあて先	(ばい煙、粉じん、汚水) 宇都宮市内の工場又は事業場：宇都宮市長 宇都宮市外の工場又は事業場：管轄する環境森林（管理）事務所長 (騒音、振動、悪臭) 施設設置場所を管轄する市町長

届出書の提出先	施設設置場所を管轄する市町環境担当課
提出部数	正本：1部 写し：2部（宇都宮市へ届出する場合は、写し1部） （騒音、振動、悪臭に係る届出の場合は、写し1部） ※受付時、写しに受付印を押してお返ししますので、控えとして保管してください。

6 特定施設・特定工場等改善措置届出書【別記様式第7号】

手続の概要	特定施設又は特定工場等の設置者は、改善勧告、改善命令等の処分について、改善措置をとったときに届出しなければなりません。
根拠規定	栃木県生活環境の保全等に関する条例 第18条 栃木県生活環境の保全等に関する条例 第24条 栃木県生活環境の保全等に関する条例 第36条 栃木県生活環境の保全等に関する条例 第39条
届出期間	改善措置後すみやかに
届出書のあて先	（ばい煙、粉じん、汚水） 宇都宮市内の工場又は事業場：宇都宮市長 宇都宮市外の工場又は事業場：管轄する環境森林（管理）事務所長 （騒音、振動、悪臭） 施設設置場所を管轄する市町長
届出書の提出先	施設設置場所を管轄する市町環境担当課
提出部数	正本：1部 写し：2部（宇都宮市へ届出する場合は、写し1部） （騒音、振動、悪臭に係る届出の場合は、写し1部） ※受付時、写しに受付印を押してお返ししますので、控えとして保管してください。

7 特定建設作業実施届出書【別記様式第8号】

手続の概要	特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとするとき、あらかじめ届出しなければなりません。
根拠規定	栃木県生活環境の保全等に関する条例 第37条第1項、同条第2項
届出期間	作業開始の日の7日前まで
届出書のあて先	特定建設作業を実施する場所を管轄する市町長
届出書の提出先	作業実施場所を管轄する市町環境担当課
提出部数	正本：1部 写し：1部 ※受付時、写しに受付印を押してお返ししますので、控えとして保管してください。

<管轄一覧>

① ばい煙・粉じん・汚水

窓口・問い合わせ先	対象地域
宇都宮市 環境部 環境保全課 〒320-8540 宇都宮市旭 1-1-5 TEL 028-632-2407 FAX 028-635-4922	宇都宮市
県西環境森林事務所 環境部 環境対策課 〒321-1263 日光市瀬川 51-9 TEL 0288-23-1000 FAX 0288-23-1002	鹿沼市、日光市
県東環境森林事務所 環境部 環境対策課 〒321-4305 真岡市荒町 116-1 TEL 0285-81-9002 FAX 0285-81-9006	真岡市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県北環境森林事務所 環境部 環境対策課 〒324-0056 大田原市中央 1-9-9 TEL 0287-22-2277 FAX 0287-28-9077	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
県南環境森林事務所 環境部 環境対策課 〒327-8503 佐野市堀米町 607 TEL 0283-23-4445 FAX 0283-22-5113	足利市、佐野市
小山環境管理事務所 環境対策課 〒323-0811 小山市犬塚 3-1-1 TEL 0285-22-4309 FAX 0285-26-2000	栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町

② 騒音・振動・悪臭

特定施設設置場所又は特定建設作業実施場所を管轄する市町環境担当課